

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年8月26日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者の資格	許可すべ き漁業者 の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
な ま こ 漁 業 （なまこ潜水 器漁業（繁殖 期なまこ漁業 を除く。）及び 繁殖期なまこ 漁業を除く。）	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第 306 号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域	8 月 1 日 から 3 月 31 日まで	—	—	大船渡市に住所を有する者	60

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年9月2日から令和8年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。